

奈良県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年十月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人菊川内科医院	桜井市大字桜井八七五番地	令和二年八月十七日
医療法人さかもと整形外科クリニック	大和郡山市小泉町東一丁目七番地四	令和二年九月八日